

要 理 由

重点要望項目

◎ 少子高齢化の急速な進展やライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度については、社会保障制度の見直しに応じて、現行制度を拡充すること

—所得税法上および地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を少なくとも5万円および3.5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を少なくとも15万円とすること

生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度として、生命保険料控除制度があります（図表1）。

生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・介護医療保障・老後保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度です。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

1. 国民生活の安定に資する生命保険の役割

国民生活には、「死亡」「介護」「病気・ケガ」「老後の資金不足」といったリスクが存在します。生命保険は、加入者間の「相互扶助」の原理により、これらのリスクに対する保障を提供することで、国民生活の安定に寄与しています。

また、「相互扶助」の原理により、個人、世帯、企業など、異なる経済主体が支え合う仕組みである生命保険は、保障の提供等を通じて社会全体の資金循環を効率化することにより、健全な経済発展や国民生活の安定に寄与しています。

経済・社会構造の変化や生活保障ニーズの多様化に伴い、過去から生命保険のカバーする領域は広がってきています。少子高齢化の急速な進展やライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、生命保険の果たす役割は、今後、ますます増していくものと考えられます。

(図表1) 現行の生命保険料控除制度

現行制度の控除限度額		
平成23年12月までの契約 合計控除額 所得税10万円 地方税 7万円		平成24年1月からの契約 所得税12万円 地方税 7万円
生命保険	個人年金保険	一般生命保険
所得税 5万円	5万円	4万円
地方税 3.5万円	3.5万円	2.8万円
遺族保障	老後保障	介護保障
介護保障		医療保障
医療保障		老後保障

2. 社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、我が国では人口減少と少子高齢化が同時進行しています。医療・介護・年金等の社会保障給付費は現在年間およそ120兆円であり、この20年で約2倍に増大しています。今後も、高齢化の進展を受けて、特に医療・介護分野における更なる給付の増加が見込まれており、2040年には社会保障給付費が約190兆円程度に達すると推計されています（図表2）。

また、人口減少とともに高齢化が進むことで、現役世代（15～64歳）の人口全体に占める割合が減少しています。現在は国民の4人に1人が高齢者（65歳以上）ですが、2065年には国民の4割が高齢者となります。それに対し、現役世代の割合は現在の6割から2065年には5割に低下すると推計されており、高齢者1人を1.3人の現役世代が支える社会の到来が見込まれています。これにより、社会保障給付費に充当される国的一般歳出の増大が懸念されます。

このような現状を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直しが喫緊の課題とされています。

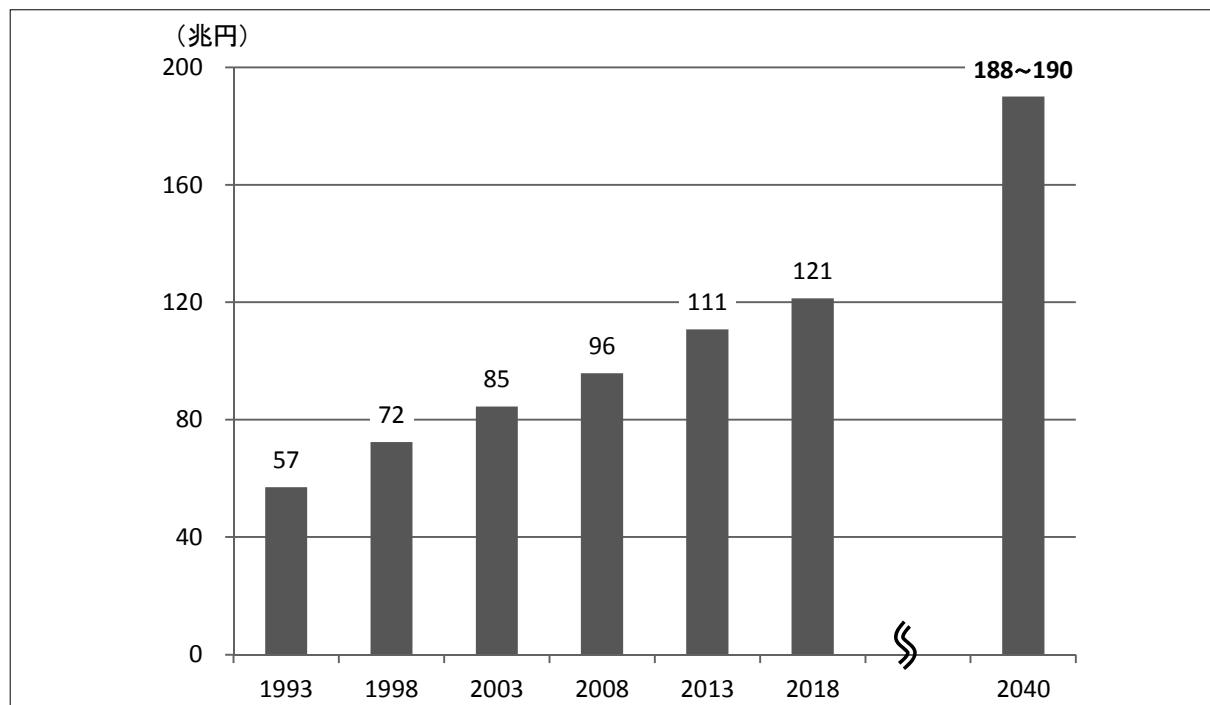
平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」、そして「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時にい、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定されました。社会保障制度改革を考える上では、少子高齢化の急速な進展や国・地方財政等の状況を踏まえると、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障・私的保障のそれぞれが、各役割を果たし、補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制（図表3）を構築することが重要となります。多様化する国民の生活保障ニーズに応じて、加入者間の「相互扶

助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます大きくなっていくことになります。

社会保障制度のおかれた状況を踏まえると、生命保険を通じて国民一人ひとりの自助努力を支援・促進する生命保険料控除制度は、これまで以上に大きな役割を担うものであり、国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、恒久的に継続されことが不可欠です。また、国民一人ひとりが必要な私的保障の準備を自ら行うことを促すための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、自助努力を支援する生命保険料控除制度を拡充していくことが必要です。

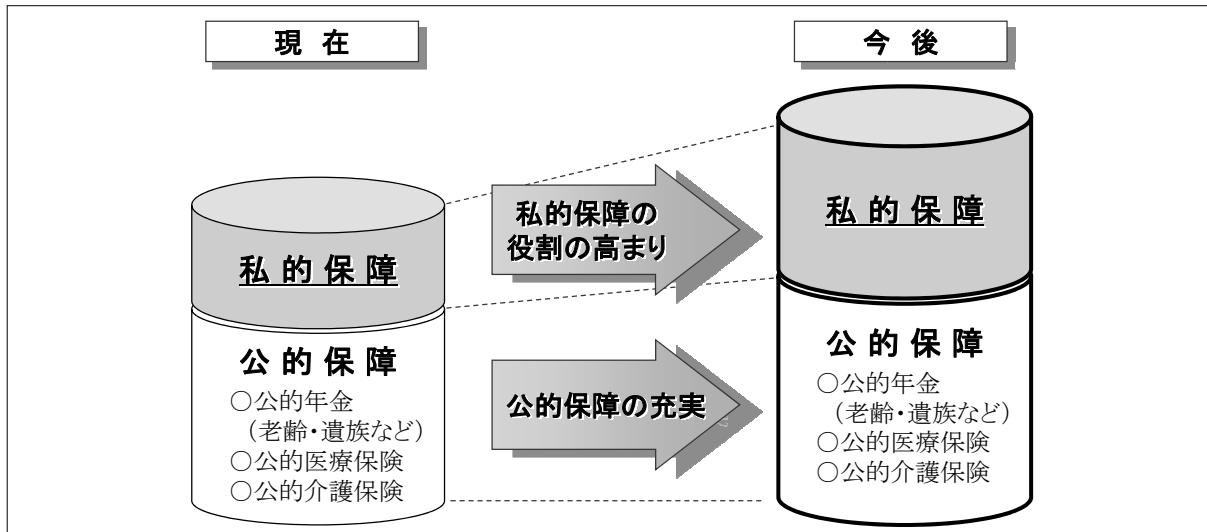
さらに、自助努力の喚起によって、国民自らがリスクを管理する意識を醸成することは社会保障制度改革に資することとなります。平成25年12月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律においては、「個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています。生命保険料控除制度の拡充は、社会保障制度改革において我が国が行おうとしている自助努力の喚起を、より明快に推し進めることにもなります。

(図表2) 社会保障給付費の推移



(国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度 社会保障費用統計」、2017年度：厚生労働省推計値（予算ベース）、
2040年度：経済財政諮問会議「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）（平成30年5月）」における
将来推計値)

(図表3)公私二本柱の生活保障



(参考1)社会保障制度改革推進法（抜粋）

（基本的な考え方）

第2条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時にを行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

（平成24年8月10日成立）

(参考2)持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抜粋）

（自助・自立のための環境整備等）

第2条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。

- 2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。

（平成25年12月5日成立）

3. 多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の必要性

国民一人ひとりにとって必要な保障の種類、保障額は異なり、年齢や家族構成の変化などに伴って、生活保障ニーズも変化していきます。そのため、国民生活の安定に向けては、国民一人ひとりが、自身や家族にとって保障分野ごとに必要な保障を準備し、見直していくことが重要です。

例えば、日ごろの生活や将来に向けて不安に感じていることとしては、「自分の介護が必要となること」「年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること」は男性の60代、女性の50代～60代で高く、「自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること」は男性の30代～40代、女性の30代～50代で高くなっています。また、「老後の生活が経済的に苦しくなること」は、男性の50代、女性の40代～50代で高くなっています。このように年齢や性別によって不安と感じることには差異があり、ライフステージの変化によって必要とする保障も変化していきます(図表4)。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月より、それまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が開始されています。

生命保険については、個人保険・個人年金保険の保険金・給付金・年金合計で年間約11兆円(平成29年度)が支払われ、各分野で公的保障を補完しています(図表5)。

平成23年に発生した東日本大震災においては、生命保険が果たすべき社会的使命、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されたところです。また、生命保険文化センターの「平成28年度生活保障に関する調査」によれば、男性は平均2,957万円、女性は平均1,312万円の死亡保険金が遺族の生活資金の備えとして必要と考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は、男性が平均1,793万円、女性は平均794万円であり、必要と考える死亡保険金額に比べておよそ6割となっています(図表6)。国民が必要としている保障金額の遺族保障に加入できるよう、生命保険料控除額を相応に拡充することが必要と考えられます。

また、今後更なる少子高齢化の進展が見込まれる中、国民にとって老後の生活資金の確保は喫緊の課題となっており、「老後保障」の重要性は一層高まっています。加えて、公的介護・医療制度の補完として保障ニーズが高まりつつある「介護医療保障」については、医療技術が進化し、平均寿命と健康寿命の差が大きくなる中、従来以上に当分野での十分な備えが必要となっています。これらが全体として国民一人ひとりのニーズに沿った生活保障として機能し、国民が安定した生活を送るために、各分野において一層、国民の自助努力を促していく必要があります。

(図表4)生活上の不安項目

	自分自身に関する不安					(複数回答、単位:%)
	自分が病気や事故にあうこと	自分の介護が必要となること	老後の生活が経済的に苦しくなること	年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること	自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること	
男性	58.5	43.6	41.5	40.5	37.6	
20歳代	43.3 ▲	24.2 ▲	30.9 ▲	24.2 ▲	29.4 ▲	
30歳代	67.9	40.3	45.2	36.9	50.7	
40歳代	61.5	40.4	44.7	41.2	44.7	
50歳代	59.3	48.3	52.3	42.2	36.4	
60歳代	57.3	54.4	36.8 ▲	48.7	30.6 ▲	
女性	58.4	50.6	47.0	47.4	31.8	
20歳代	56.2	24.9 ▲	40.3 ▲	27.9 ▲	28.9	
30歳代	60.3	37.2 ▲	50.2	35.7 ▲	36.0	
40歳代	59.9	50.1	51.7	43.1 ▲	36.1	
50歳代	63.1	62.5	53.8	58.3	35.8	
60歳代	54.8 ▲	60.6	40.0 ▲	58.0	23.9 ▲	

(印 : 全体に比べて統計的に有意に高いと認められる結果)
 ▲印 : 全体に比べて統計的に有意に低いと認められる結果
 □印 : 男性と女性の割合を比較した上で、統計的に有意に高いと認められる結果

(生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」)

(図表5)生命保険による公的保障の補完

公的保障		給付事由	生命保険での補完
公的年金	老齢年金	老後	個人年金
	遺族年金	死亡	死亡保障
	障害年金	病気やケガで障害が残ったとき	就労不能・介護保障
公的医療保険		病気やケガで治療を受けたとき	医療保障
公的介護保険		所定の介護状態になったとき	就労不能・介護保障

(図表6)遺族の生活資金の備えとして必要と考える死亡保険金額と実際の加入金額

	男性		女性	
	必要な保障金額(平均)	実際の加入金額(平均)	必要な保障金額(平均)	実際の加入金額(平均)
全体	2,957万円	1,793万円	1,312万円	794万円
20歳代	2,885万円	1,127万円	1,904万円	823万円
30歳代	3,990万円	2,069万円	1,452万円	914万円
40歳代	3,460万円	2,396万円	1,471万円	849万円
50歳代	2,961万円	2,224万円	1,329万円	904万円
60歳代	2,000万円	1,062万円	881万円	582万円

(生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」)

生活保障に対する国民の意識では、遺族・医療・介護・老後の全てにおいて約5～8割の人が「公的保障のみでまかなえるとは思わない」と考えていることに加え、私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約5～7割の人が「充足感がない」と考えており（図表7・図表8）、私的保障のより一層の充実が必要とされています。

一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、かつ平均加入金額も低下傾向にあり、国民全体の私的保障の準備不足が懸念されます（図表9・10）。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律には、「個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めると規定されています。生命保険は公的保障の補完として、国民一人ひとりのニーズに沿った多様なサービスを提供する最適な手段と考えられます。

遺族保障、介護医療保障、老後保障という3つの生活保障すべてについて、今後も公的保障（社会保険）と私的保障（生命保険）が補完し合い、将来の生活不安を取り除く体制を継続・強化することが重要です。

「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、より有効かつ効率的に、国・地方の財政負担を軽減しつつ、多様な生活保障ニーズを充足することが可能
です。したがって、多様なニーズに対応する自助努力の更なる充実につながるよ
う、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度について、
社会保障制度の見直しに応じて拡充していくことを要望します。

(図表7)公的保障に対する考え方

必要な費用について「公的保障のみでまかなえるとは思わない」とした人の割合	
遺族保障	70.0 %
医療保障	51.4 %
介護保障	82.7 %
老後保障	79.9 %

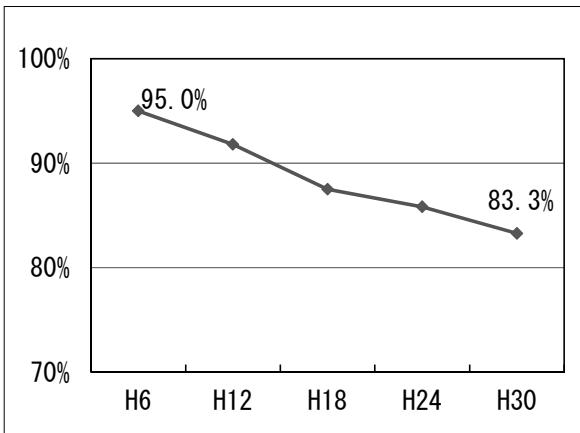
(生命保険文化センター
〔平成28年度 生活保障に関する調査〕)

(図表8)経済的準備に対する充足感

私的準備に公的保障・企業保障を合わせた経済的準備に対する充足感で「充足感なし」とした人の割合	
遺族保障	56.5 %
医療保障	51.1 %
介護保障	74.7 %
老後保障	71.0 %

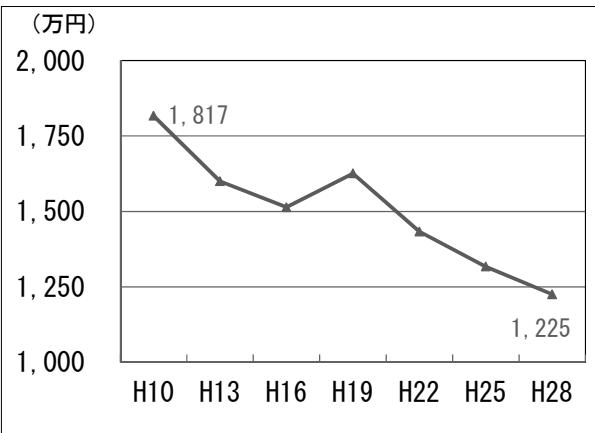
(生命保険文化センター
〔平成28年度 生活保障に関する調査〕)

(図表9)生命保険の世帯加入率の推移



(生命保険文化センター
〔平成30年度 生命保険に関する全国実態調査〕)

(図表10)生命保険の平均加入額



(生命保険文化センター
〔平成28年度 生活保障に関する調査〕)

4. 必要となる所得控除限度額の水準

生命保険料控除制度は平成24年に改組され、所得控除限度額は一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除各4万円、全体の所得控除限度額は、12万円となっています。

平成24年の改組以前は、生命保険料控除額（新制度の一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計に相当）は昭和49年以降5万円、個人年金保険料控除額は平成2年に5万円とされてきました。昭和49年から平成30年までの間に消費者物価指数は約2倍となっています（図表11）。現在、政府はデフレからの脱却を図っており、それに呼応して日本銀行は、物価安定目標として消費者物価の前年比上昇率2%の目標を掲げているところです。

このような状況を踏まえると、現在の制度全体の所得控除限度額は、一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計では、昭和49年の水準の2倍の10万円、個人年金保険料控除も合わせた総額で15万円以上の水準が妥当と考えます。

そこで、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除について、それぞれの所得控除限度枠を現行の4万円から5万円とし、制度全体の所得控除限度額合計を15万円とすることを要望します。

また、平成23年12月以前契約についても、制度の簡素化の観点から、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の枠を設け、それぞれの控除限度枠を5万円とすることを要望します。

5. 国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っています。

今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、国だけではなく、地方にとっても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となります。また、国と同様に地方財政においても、社会保障給付費の増大は財政悪化の要因となっていますが、例えば、平成3年度以降増加傾向にあり、当時に比べ約3倍の水準にある生活保護費（図表12）の受給開始の主な理由には、働いていた者の死亡・傷病・介護があり（図表13）、健康な間にそれらの備えを十分に行うことができていれば生活保護の受給を回避できた方も多いと思われます。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が補完し合って地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、また、地方財政の健全化のためには、国税（所得税）と同様に地方税（個人住民税）においても、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度は不可欠です。

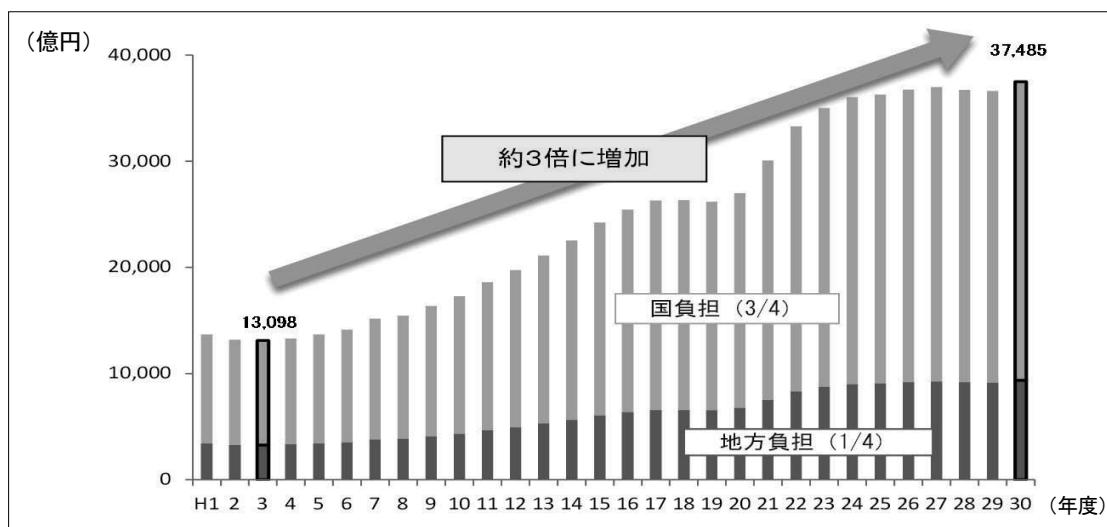
上述のとおり国税（所得税）について拡充を要望していますが、制度の簡素化の観点から、地方税（個人住民税）法上の所得控除限度額の内訳についても、現行の各枠2.8万円（平成23年12月以前契約は各枠3.5万円）から少なくとも各枠3.5万円（全体の所得控除限度額は7万円）とすることを要望します。

(図表11)生命保険料控除制度の所得控除水準と消費者物価指数との比較

	昭和49年	…	平成2年	…	平成24年	…	平成30年
一般生命保険料控除 + 介護医療保険料控除							
一般生命保険料控除	5万円	…	5万円	…	一般生命保険料控除 4万円	…	
+ 介護医療保険料控除					介護医療保険料控除 4万円		
個人年金保険料控除	—	…	5万円	…	4万円	…	
消費者物価指数	48.4	…	91.2	…	96.2	…	101.3

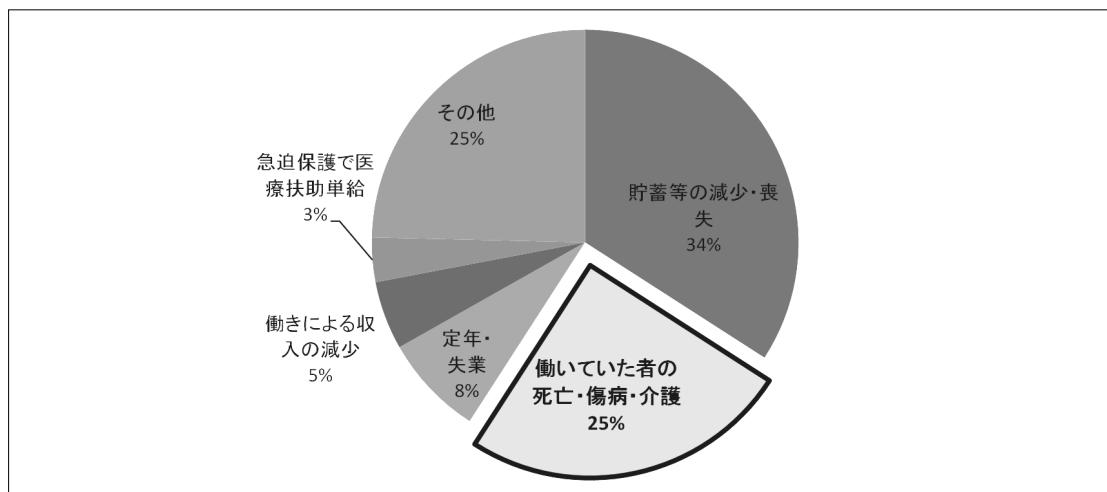
※総務省統計局ホームページより。平成27年を100とした時の指標。

(図表12)生活保護費の推移



(国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧、厚生労働省公表資料)

(図表13)生活保護の開始理由 (平成27年度)



(国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧)